

お知らせ

記者発表資料

令和4年7月29日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社シムックス 群馬県太田市植木野町300番地1
ケービックス株式会社 群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3
セコム上信越株式会社 新潟県新潟市中央区新光町1番地10

2. 指名停止措置期間

株式会社シムックス 令和4年7月29日～令和4年11月28日（4ヶ月）
ケービックス株式会社 令和4年7月29日～令和4年11月28日（4ヶ月）
セコム上信越株式会社 令和4年7月29日～令和4年9月28日（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

国や群馬県等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日、公正取引委員会より独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定違反の認定を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第6号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官 長崎 直生（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 新林 健二（内線130）

◎総務部 経理調達課 専門官 堀田 裕（内線132）